個人番号カードに健康保険証(被保険者証)番号を付加することに関する日医の見解

平成26年10月1日

日本医師会 定例記者会見



個人番号カードに被保険者証番号を付加することについて

〇政府与党は7月に国民にマイナンバーを割り振るマイナンバー制度の開始に伴って交付される個人番号カードに関して、下記の記事に示すとおり「健康保険証」と一元化することに前向きな姿勢を示している。

掲載紙	内容
朝日新聞(7/2)	マイナンバー制のカード、保険証と合体案 自民が提言 自民党は2日、国民一人一人に番号を割り振る共通番号(マイナンバー)制度で、希望者に配る個人カードを、まずは健康 保険証と合体させるよう求める提言をまとめた。日常生活で使う機能を盛り込むことで、カードを普及させ、制度の定着を促 すねらいだ。 昨年5月に法律ができた共通番号制度は、すべての国民に番号を割り振り、税や社会保障などの個人情報を一元管理す る仕組み。2015年10月に全国民に番号の通知をはじめ、16年1月以降、希望者に顔写真付きICカードを交付する。 ただ、国民がカードを使う場面は自分の納税額や医療費をインターネットで確認する時などに限られている。このため、自 民党IT戦略特命委員会(平井卓也委員長)の提言は、社員証や学生証、銀行のキャッシュカードなどの機能を持たせること や、運転免許証との合体も検討課題とした。
日経新聞(7/2)	個人番号カード、健康保険証の機能追加を 自民が提言 自民党は2日、社会保障給付と納税を1つの個人番号で管理する「マイナンバー制度」に関する提言をまとめた。2016年1 月から希望者に配る個人番号カードに、健康保険証の機能を加えるよう提起した。利便性を高めてカードの普及を後押しし、 18年度までに国民の3分の2にあたる8700万人分を配布する目標を掲げた。 党IT戦略特命委員会(平井卓也委員長)がまとめた。マイナンバーを使ってインターネットの専用サイトで自分の所得や年金情報を確認したり、添付書類なしでも税の確定申告ができたりするようになる。 提言の柱は個人番号カードの利便性を高めることだ。健康保険証のほか、国や自治体が発行する印鑑登録カードや施設 使用カードを順次、個人番号カードに置き換えるよう促す。自動車の運転免許証も中長期的課題として検討すべきだとした。 カード交付の費用は当面、国が全額負担するよう求めた。実際の交付は本人確認の徹底を前提に、市町村が保険者などに委託したりすることも認めるべきだとの考えも示した。
産経新聞(7/4)	健康保険証と一元化に意欲 マイナンバーで甘利氏 甘利明経済再生担当相は4日、国民に番号を割り振るマイナンバー制度の開始に伴って交付される個人番号カードに関し、健康保険証と一元化することに前向きな考えを示した。制度の普及を促すのが狙い。 一元化を提言している自民党IT戦略特命委員会の平井卓也衆院議員らとの会談で「保険証と一緒にしても何の支障もない。ぜひやっていきたい」と述べた。健康保険制度を所管する田村憲久厚生労働相に実現を働きかけていく意向も示した。 マイナンバー制度は年金や納税の情報管理などに利用する目的で、政府が2015年10月から全ての国民に対し個人番号を記載した通知カードを送付し、希望者には16年1月から番号や名前、顔写真などを記載したICカードを配る。政府内では預金口座への活用なども検討されている。

個人番号カード

市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。(第17条第1項)



- ① 個人番号カードは、本人確認の措置において利用する。(第16条)
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に 利用することができる。(第18条第1号)
- ③ マイ・ポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる公的個人認証に利用する。
- ④ 個人番号カードの所管は、総務省とする。



個人番号カードへの健康保険証(被保険者証)機能の取り込みについて

- 記号番号の個人番号カードの券面への記載は
 - 商習慣としてコピーされている
 - 診察中は窓口に預けることも多い
 - 法で「個人番号」の目的外利用が禁止されていたとしても、盗難されたり、便利な番号として転記される可能性があり、事実上防ぎようがない
- 記号番号を個人番号カードのICチップに内蔵する場合は
 - 読み取り装置が必要
 - 被保険者資格の異動が多い
 - 資格確認とともに、給付、過誤、異動に関する保険者間での調整がまず整備されなければ、患者にも医療機関にもメリットはない

個人番号カードの券面に「個人番号」が記載されている限り、 被保険者証機能を付加することは、患者のプライバシーの 保護や安心の観点から単純に容認できない